

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定により、令和七年七月二十日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和七年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山洋

一 被登録資格の決定の基準となる日 令和七年七月二日（ただし、年齢については同

年七月二十日）

二 登録を行う日

令和七年七月二日